239　法別表第一の百一の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七十五条第一項の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二　河川法第七十七条第一項の指示に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

240～254　［略］

255　法別表第一の百十二の二の項の総務省令で定める事務は、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三十八条第一項若しくは第二項又は第四十三条第八項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

256　法別表第一の百十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一～四　略

五　道路運送車両法第七十八条第一項の認証の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六　道路運送車両法第九十三条の自動車特定整備事業の認証の取消しの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

七　［略］

257　法別表第一の百十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第七十二条第一項第一号又は第二号の損害の塡補の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二　自動車損害賠償保障法第七十二条第一項第三号の補償の請求に係る事実についての審査

三　自動車損害賠償保障法第七十六条第一項の権利の対象となる損害賠償の責任を有する者の生存の事実若しくは氏名若しくは住所の変更の事実の確認又は当該者の相続人の生存の事実若しくは氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四　自動車損害賠償保障法第七十六条第二項の権利の対象となる保険契約者若しくは被保険者若しくは共済契約者若しくは被共済者の生存の事実若しくは氏名若しくは住所の変更の事実の確認又は当該者の相続人の生存の事実若しくは氏名若しくは住所の変更の事実の確認

五　自動車損害賠償保障法第七十六条第三項の仮渡金の返還の対象となる被害者の生存の事実若しくは氏名若しくは住所の変更の事実の確認又は当該者の相続人の生存の事実若しくは氏名若しくは住所の変更の事実の確認

258～262　［略］

263　法別表第一の百十七の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第五十五条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　船員職業安定法第六十条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　船員職業安定法第六十一条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

264　法別表第一の百十七の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一～五　略

［新設］

228～242　［同上］

［新設］

243　法別表第一の百十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一～四　同上

［新設］

［新設］

244　法別表第一の百十四の項の総務省令で定める事務は、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第七十二条第一項第一号又は第二号の損害の塡補の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

245～249　［同上］

［新設］

250　法別表第一の百十七の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一～五　同上